

# 平成21年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

国土交通省 大臣官房技術調査課  
課長補佐 別木 孝

## 1. はじめに

昨今、厳しい経済情勢から公共事業に対して強い向かい風が吹きつづいています。我が国は、まだまだ、社会基盤の整備が必要であることは言うまでもありません。

一方、最近、公共工事の品質確保が厳しく問われています。入札契約の透明化やコスト縮減を目指すことで、一般競争入札が積極的に取り入れられていますが、一方で、ダンピング受注による品質低下や下請け企業への赤字が、建設現場の安全衛生面においても影響し、労働者への様々なしわよせとなることが懸念されています。

また、土木構造物を構築する建設業は、現場ごとに地形など様々な施工条件が違うことから、作業手順の画一化が図られず、建設事故を減らすことを難しくしていると云えます。

そのため、国土交通省では、従前から建設現場における事故について分析し、防止のための安全対策等必要な措置を講じてきたところです。

本稿では建設工事における労働災害の現状と、当省で実施している事故防止重点対策について述べることにします。

## 2. 建設工事における労働災害の現状

我が国の労働災害（全産業）は、昭和53年以降減少傾向が続き、平成20年の死者傷者数は約11万9千人で、このうち、建

設業は、約2万4千人（死者数は430人）となっており、ピーク時の3分の1以下にまで減少しています。

一方、近年の重大災害（3人以上の死者発生事故）の発生推移では、増加傾向にあると云わざるを得ない状況です。

また、建設工事の事故分類に着目すると、墜落、建設機械等、自動車等、飛来・落下の4要因で大半を占めています。

## 3. 国土交通省の建設工事における安全対策の取組

国土交通省では、公共工事における労働災害及び公衆災害の重大性に鑑み、「公共工事の発注における工事安全対策要綱」（平成4年7月）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月）をそれぞれ策定し、平成8年には建設業における事故の実態を把握するため、「事故データベース（SASデータ）」の構築とともに、「土木技術安全施工技術指針」の改定を随時実施してきました。

平成12年には事故分析や対策を検討するための学識経験者、建設業団体、現場従事者団体及び厚生労働省等の行政機関等からなる「建設工事事故対策検討委員会」を設置し、継続的に事故の要因分析や防止対策に取り組んできているところです。

また、本委員会の検討を踏まえ、毎年、「建設工事事故防止のための重点対策の実施について」を通知し、安全対策の徹底を

表－1 平成21年度建設工事事故防止のための重点対策

<p><b>I 発注者が実施する対策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通事故防止重点対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・もらい事故防止に有効な安全設備の検討など</li> </ul> </li> <li>2. 法面からの墜落事故防止重点対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模、特殊法面工事において、必要に応じて昇降設備の設置を推進</li> </ul> </li> <li>3. 工事全般にわたる事故防止重点対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・近道・省略行動本能による事故の防止対策を検討</li> </ul> </li> <li>4. 工事事故防止に係る広報活動の推進</li> <li>5. 安全活動の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料に活用</li> </ul> </li> <li>6. 重大災害防止重点対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例収集、原因分析を実施し、重大災害防止対策を検討</li> </ul> </li> </ol> <p><b>II 関係業団体が実施する対策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通事故防止重点対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 運転者の注意喚起、車輛の制動抑止</li> </ol> </li> <li>2. 重機事故防止重点対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ステッカー運動の推進</li> <li>(2) 重機との接触事故の防止対策の推進</li> </ol> </li> <li>3. 足場からの墜落事故防止重点対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 足場の施工計画の充実、チェックリスト等の活用、経験者による点検</li> </ol> </li> <li>4. 法面からの墜落事故防止重点対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 昇降設備の設置の推進</li> <li>(2) 法面施工管理技術者の資格取得</li> <li>(3) 斜面・法面工事用仮設設備に関する安全対策</li> </ol> </li> <li>5. 各種事故共通重点対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(ア) 建設従事者に対する安全衛生教育の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>(イ) 技能者等に対する再教育の推進</li> <li>(ウ) 現場管理者等に対する教育の推進</li> </ol> </li> <li>(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入の推進</li> <li>(3) 表彰制度の推進</li> <li>(4) 工事事故防止に係る広報活動の推進</li> <li>(5) 安全活動に係る創意工夫の成果の提出</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>
---

図っています。

平成21年度の重点対策は、表－1のとおりで、事故防止対策は発注者及び関係業団体の双方がそれぞれ実施することとなっており、関係業団体にも通達文を送付し協力を呼びかけています。

#### 4. おわりに

安全への取り組みの活動は慣れや軽視から、ややもするとマンネリ化、形骸化してしまいがちです。ハインリッヒの法則によると、1件の重大な災害・事故の陰には29件の軽い災害・事故があり、さらにその陰には300件の災害・事故には至らな

ったヒヤリ・ハットで済んだ事象があるとされています。事故報告で、表に出るものは氷山の一角でしかなく、それまでに数え切れない「不安全行動」や「不安全状態」が有ったわけです。1件の重大な災害・事故を無くすためには、膨大な安全への取り組みが必要です。しかし、悲惨な事故を無くすためには、「無駄」や「バカらしい」と思われようが、地道に確実に取り組むしかないのです。

各工事現場において、常に安全点検について前向きに実施され、事故撲滅に取り組んでいただきたいと思います。